

みなさんと村をむすぶハイブ役

区長さんのご紹介

村では、みなさんの暮らしをより良いものにするため、村内を44の行政区に分けて各種の仕事を行っています。特に事業や行事などの際に、連絡調整役としてご協力いただいているのが区長（嘱託員）さんです。

そこで今号では、行政上の新年度ということもあり、村内の区長さんをご紹介します。ことしもよろしくお願ひします。（なお各区長さんは4月1日現在、人口と世帯数は3月1日現在です。）

【敬称略】

岩室地区					
部落名	区長	電話	人口	世帯	
金池	遠藤文吾	82-2083	167	43	
石瀬	和田昇	82-3386	654	161	
岩室	佐藤巖	82-2037	835	289	
樋曾	本間兵治	82-2514	260	61	
柴	岩富斎	82-2537	251	48	
橋本	石崎文二	82-2553	297	72	
久保田	鈴木信男	82-2419	59	15	
猿ヶ瀬	高橋鉄男	82-2741	64	12	
南谷内	和田昭三	82-2735	83	17	
北野	山岸秀恵	82-3462	119	21	
夏井	遠藤福太郎	82-2870	430	89	
西中	山田清	82-3601	328	67	
湯上	藤田一郎	82-2888	77	15	
白鳥	渡辺賢	82-2569	34	8	
西長島	団原勉	82-2584	115	23	
横曾根	成田久英	82-2811	127	28	
西船越	竹内一男	82-2842	135	28	
新谷	富澤幸一郎	82-2825	104	23	
油島	大沢増男	82-3416	87	22	
高畑	中村栄一	72-4078	188	34	

間瀬地区					
区	区長	電話	人口	世帯	
1区	伊藤公雄	85-2137	127	50	
2区	若杉忠雄	85-2133	98	33	
3区	遠藤敏雄	85-2419	121	40	
4区	田中章	85-2106	80	37	
5区	田中昭吾	85-2128	100	38	
6区	高綱彰	85-2129	140	43	
7区	本間源	85-2436	190	58	

和納地区					
区	区長	電話	人口	世帯	
1区	佐藤長一	82-3069	438	120	
2区	大越誠毅	82-4735	229	55	
3区	大岩要	82-3114	455	122	
4区	星野庚造	82-3558	224	63	
5区	小川毅	82-3239	163	43	
6区	竹内勝衛	82-3003	432	105	
7区	青柳幸栄	82-3115	248	61	
8区	斎藤幸夫	82-3153	464	131	
9区	大岩靖人	82-3169	160	50	
10区	大地寅雄	82-3871	96	32	
11区	渡辺正夫	82-5312	486	141	
12区	丸山恭平	82-4562	804	227	
三田	竹内松太郎	82-5315	213	66	
原	宮島賢一	82-3200	125	26	
津雲田	武田貞夫	82-3220	131	26	
富岡	永塚一男	82-3565	57	10	
高橋	大関清	82-3267	156	31	

4月は土地月間です

一定面積以上の土地取引については届出が必要です!

国土利用計画法とは…この法律は、土地の投機的取引や地価の高騰を抑制し、乱開発などを未然に防ぐため土地取引について届出制を設けたものです。一定面積以上の土地の取引をしようとするときは、この法律によりあらかじめ県知事に届け出なければならないことになっています。

岩室村は、平成2年4月に都市計画区域として指定を受けたので、下表の面積以上となる場合は、届け出が必要となります。

都市計画区域内 (岩室・和納地区全域 及び山林の一部)	5,000㎡ 以上
都市計画区域外の区域 (間瀬地区全域及び山 林の一部)	10,000㎡ 約1町歩 以上

また、個々の取引面積が小さくても、合計すると一定面積以上となる一団の土地についても届け出は必要です。

◆届出から契約まで

契約しようとするときは、取引の予定価格や利用目的を記入した知事あての届出書を、契約を結ぶ6週間前までに役場に届け出てください。届け出を受けた知事は、その価格や目的について審査し、不相当のときは取引の中止又は変更の勧告をします。それ以外の場合には、届出日から6週間以内に勧告しない旨を文書で通知します。

◆届け出が必要な土地取引

- 届け出が必要な土地取引は、次の要件のものです。
- ・売買
 - ・共有持分の譲渡
 - ・営業譲渡
 - ・譲渡担保
 - ・交換
 - ・地上権、賃借権の設定、譲渡
 - ・代物弁償
 - ・予約完結権、買戻権等の譲渡
- また、この届け出に必要な用紙及び詳しくは、役場観光商工課（☎82-4111内線131）までどうぞ。

**村選挙管理委員長に
田中孝さんが就任**

昭和六十三年三月から村選挙管理委員長としてご尽力いただいた菅井一郎さん（前委員長）の後任として、田中孝さん（間瀬六区・74歳）が三月十三日付けで新選挙管理委員長に就任されました。菅井さんには、本当に長い間ご苦労さまでした。

新しい選挙管理委員長に堀越暉一さんを選任
また、菅井前委員長の辞任に伴

**教育委員に斎藤氏が再任
固定資産評価審査委員に伊藤氏**

3月定例村議会で、任期満了に伴う委員の選任が行われ、教育委員に和納8区の斎藤幸夫さん（66歳・3期目）、固定資産評価審査委員に和納1区の伊藤進さん（50歳・3期目）がそれぞれ再任されました。斎藤さん、伊藤さん、よろしくお願ひします。

う新しい選挙管理委員長に、堀越暉一さん（北野・64歳）が選任されました。

お・知・ら・せ

岩室村では、コンピュータの導入に伴い、四月一日から国民健康保険の「保険者証」が新しくなりました。まだ、三月三十一日までの「保険者証」をお持ちの方は、役場保健衛生課まで返してください。新しい保険者証は、有効期限が切れています。医療機関に提示されても受診できませんので、ご注意ください。

※医療機関を受診される場合は、新しい保険者証を必ず提示してください。

健康で暮らすことは、私たち一人ひとりの願いです。しかし、いつ、どこで病気がやがて来るかわかりません。そんな時のために、「安心してお医者さんにかかれるように」と、加入者の皆さんが日頃からの収入や家族数に応じてお金を出し合い、いざという時に備えて助け合う制度が「国民健康保険（国保）」なのです。

※保険料は、滞納しないで納期限内に納入しましょう。

※保険税の口座振替納入をお勧めします。

※保険者証は、毎月初めて受診する際に、医療機関に提示してください。

四月一日から 県単医療費助成 制度が変わります

県単（県障・県親・県乳）制度により医療費の助成を受けている方のうち、加入している医療保険から「標準負担額減額認定証」の交付を受けた方が入院した場合は、入院中の食事にかかる費用を助成します。

老人保健医療受給者で、県障又は県親の対象になる方についても、「標準負担額減額認定証」又は、「入院時一部負担金減額認定証」の交付を受けている場合は、入院中の食事にかかる費用を助成します。



この助成制度についての詳しくは役場住民福祉課（県障・県親）及び保健衛生課（県乳）まで。

老人保健からお知らせ
4月1日から、老人医療の外来時の一部負担金が1,010円に変わります。入院については変更ありません。

	H7年3月まで	H7年4月から H8年3月まで
外来	1,000円	1,010円
入院	1日 700円	1日 700円

春の火災予防運動

四月一日から七日まで、県下一斉に「春の火災予防運動」が実施されます。この季節は、空気が乾燥し火災が発生しやすくなりますので、一人ひとりが火の元に注意し、火災を起こさないよう心がけましょう。

また消防団では、防火意識の向上のため、期間中、毎晩午後七時に警鐘を鳴らしますので、皆さんのご協力をお願いします。

◆ ◆ ◆

携帯電話や自動車電話からの一九番通報は、N.T.T.の交換機を経由し、新潟市消防局につながった後、各消防署に通報されますのでご注意ください。

学校の先生の異動

四月の新学期から、村内の小・中学校の先生方が次のとおり代わります。転出される先生方、本当にご苦労さまでした。また、新しく転入される先生方、よろしくお願ひします。

●転出する先生

- 和和小：笹川賢之介校長（退職）、丸山かおる主任（退職）
- 岩小：島宗理教頭（長岡十日町小）、山田洋三教諭（退職）、渡辺重紀教諭（真砂小）、牧弘樹教諭（東青山小）、山田幸次郎主任（小合東小）
- 間小：内藤好美養助（期間満了）
- 岩中：三品太紀男教頭（上山中）、内藤良子教諭（退職）、加藤哲也教諭（中之口中）、中野アツ子教諭（月潟中）、鈴木俊幸教諭（乙中）、丸山一博教諭（五十嵐中）、水内隆夫教諭（豊浦中）、緒橋智美教諭（小木中）

●転入する先生

- 和和小：飯田哲男校長（味方中）、伊藤みゆき主任（野積小）
- 岩小：佐伯光吉教頭（坂井東小）、酒井千春教諭（味方小）、片野雅子教諭（塩野町小）、外山正巳教諭（西川小）、高橋紀子主任（野積小）
- 間小：藍沢早智子養教（吉田南小）
- 岩中：杉浦隆夫教頭（県立教育センター）、斎藤淳子教諭（早通中）、曾武川由子教諭（吉田中）、高松哲也教諭（長岡南中）、内藤豊子教諭（弥彦中）、沢栗隆之教諭（栗中）、武井正明教諭（栗中）、本間謙一教諭（燕北中）

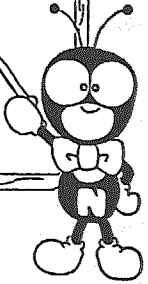
※なお、（ ）内は転出先校、または前任校名です。

国民年金からお知らせ

●お問い合わせは 役場住民福祉課 ☎82-4111

保険料が変わります!

国民年金の保険料は
平成7年4月から
月額
11,700円に
なります



国が運営する国民年金制度は、毎年、前年の物価上昇に見合った年金額の引き上げを行っています。

今年も4月から年金額が引き上げられます。これに伴い、国民年金の保険料も月額11,700円に改定されます。

国民年金は、あなたの納めた保険料が今の年金受給者を支え、やがてあなたも次の世代に支えられる相互扶助のもとに成り立っています。ですから、年金給付と保険料のバランスを保つために、保険料も少しずつ引き上げていかなければなりません。

皆様のご理解をお願いします。